

**平成 26 年度岐阜県計画に関する
事後評価**

**令和 3 年 11 月
岐阜県**

3. 事業の実施状況

平成26年度岐阜県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.54】 強度行動障がい在宅医療福祉連携体制支援事業	【総事業費】 28,674千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	岐阜県（医療法人、社会福祉法人へ委託）	
事業の期間	平成27年5月20日～令和4年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	強度行動障がいのある方への支援は、行動の激しさから、本人や周囲（家族・支援者）が怪我をしたり、障がい者虐待に繋がったりする可能性が高い。そのため、状態が悪化した緊急時に医療的処置を行うことのできる医療機関の確保及び、福祉関係者との連携体制の強化が必要である。	
事業の内容	強度行動障がいのある方の緊急時の受け入れ先の医療拠点施設と、医療・福祉サービス連携の中心となるコーディネート機能を持つ福祉支援拠点を設置する。	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・医療拠点施設の設置数 1か所（R2年度） ・福祉支援拠点の設置数 1か所（R2年度） 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>強度行動障がいのある方の自傷、他害その他激しい行動時等の緊急時に受け入れを行う医療支援センターと、関係機関と連携し、必要な在宅サービスに繋げる地域支援センターが協力することで、強度行動障がいのある方とその家族の在宅生活支援体制を確保できる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>既に発達障がいについて知識・対応スキルを持つ事業所、医療機関に委託することにより、既存のノウハウ及び関係機関とのネットワークを生かしながら事業を実施している。</p>	
その他		